

○九州工業大学超小型衛星試験センター機器利用等取扱細則

令和2年3月9日

九工大細則第 6号

改正 令和 3年 3月 3日九工大細則第 1号

令和 4年 4月 26日九工大細則第 4号

令和 4年 12月 26日九工大細則第 9号

令和 5年 2月 24日九工大細則第 4号

令和 5年 12月 14日九工大細則第 27号

九州工業大学超小型衛星試験センター機器利用等取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、九州工業大学革新的宇宙利用実証ラボラトリー規程（令和2年九工大規程第10号）第3条の2第2項の規定に基づき、超小型衛星試験センター部門（以下「センター」という。）における試験、測定及び解析（以下「試験等」という。）の受入に係る機器の利用等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込みの方法)

第2条 試験等の申込みは、別記様式第1号により行うものとする。

(受入条件)

第3条 試験等の受入れの条件は、次の各項に掲げるとおりとする。

2 学内の試験等の料金は学内移算により行うものとし、学外の試験等の料金は後納するものとする。

3 次に掲げる場合には、委託者の受ける損害に対してセンターはその責任を負わない。

(1) やむを得ない事由によって試験等を中止したため損害が生じたとき。

(2) 試験等を行うために提出された衛星・コンポーネント・材料等（以下「供試体等」という。）に損害が生じたとき。

(3) 第6項の場合において、センターの機器等の使用者の責に帰する事由によって損害が生じたとき。

4 供試体等の搬入及び搬出は、すべて委託者が行うものとする。

5 革新的宇宙利用実証ラボラトリー施設長（以下「施設長」という。）が受入れできないと判断した供試体等に係る試験等については、受入れをしないものとする。

6 委託者が学内担当者の指導・立会の下で直接センターの機器等を使用する場合は、別記様式第2号の使用申請書を提出し、同書の確認事項を遵守のうえ試験等を行うものとする。この場合において、使用者は、機器操作に習熟していると施設長が認めた者に限る。

7 試験で得られたデータについて、九州工業大学（以下「本学」という。）は保証しないものとする。

(受入れ及び結果の通知)

第4条 試験等の受入れの可否及び試験等の結果の通知は、施設長が別に定める手続を経て行うものとする。

(秘密の保持等)

第5条 センター及び委託者は、試験等の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権等を、相手方の書面による同意なしに開示してはならない。

2 試験で得られたデータを委託者が公表する場合、原則として本学の名称を使用することはできない。また、本学を特定できる表現も同様とする。ただし、施設長が本学の名称の使用を許可した場合はこの限りでない。

(試験等の料金)

第6条 試験等による機器の利用料金は、別表のとおりとする。ただし、試験等の実施上、施設長が必要と認めて試験等のために機器の消耗品等の提供を要請した場合には、消耗品等に相当する額の料金を収納しないことができる。

2 試験等による機器の利用料金は、本学が発行する請求書により収納するものとする。

附 則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 九州工業大学超小型衛星試験センター機器利用等取扱細則（平成23年1月14日九工大細則第1号）は廃止する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年2月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年12月14日から施行し、令和6年1月1日から適用する。